「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」 職人いきいき宣言デザインガイドライン



職人いきいき宣言

令和7年12月 国土交通省

目次

1. シンボルマーク及び愛称取扱要領	P. 3
2.シンボルマーク及び愛称	P. 4
3.余白(アイソレーション)	P. 5∼P. 6
4. 表示色①	P. 7
5. 表示色②	P. 8
6. 使用禁止例	P. 9

シンボルマーク及び愛称取扱要領

シンボルマーク及び愛称取扱要領(以下「ガイドライン」という。)は、建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度(愛称:職人いきいき宣言)(以下「自主宣言」という。)を使用する場合の取り扱いに関し基本ルールを定めたものです。

(1) 使用者制限

「自主宣言制度」のシンボルマーク及び愛称は、以下の場合に限り使用することができる。

- 1. 宣言を行った事業者(以下「宣言事業者」という。)が自社のPRを目的として、使用する場合
- 2. 関係府省庁、地方公共団体または建設業団体等が制度の普及活動を行う目的で使用する場合
- 3. 報道関係機関が報道目的に使用する場合

(2) 使用方法

シンボルマーク及び愛称は、工事現場等の掲出物、印刷物、電子媒体への記載その他の方法で使用することができる。ただし、公序良俗に反するものや法令等に違反するものへの使用、その他自主宣言制度の趣旨に反する使用はしてはならない。

(3) 使用期間

宣言事業者によるシンボルマーク及び愛称の使用期間は、宣言の有効期限内に限る。宣言の掲載が取りやめとなった事業者は、シンボルマーク及び愛称の使用を中止するものとする。

(4) その他

シンボルマーク及び愛称に関する権利は国土交通省に属する。国土交通省は不適当と認める場合には、シンボルマーク及び愛称の使用を差し止めることができ、これに起因する損失について一切の責任を負わない。

その他本ガイドラインに則り以下禁止事項を遵守すること。

- ・シンボルマーク等の変形、加工、改変。
- ・シンボルマーク等を他の商品名、サービス名、商標、シンボルマーク、企業名等の一部として使用すること。
- ・違法、反社会的勢力に関連する内容、わいせつ又は公序良俗に反する内容の媒体等でシンボルマーク等を使用すること。
- ※シンボルマークは、データの変形・加工・改変をせず、そのまま使用することを原則とします。

シンボルマーク及び愛称

[シンボルマーク]

[シンボルマーク・愛称(職人いきいき宣言)との組み合わせ例]



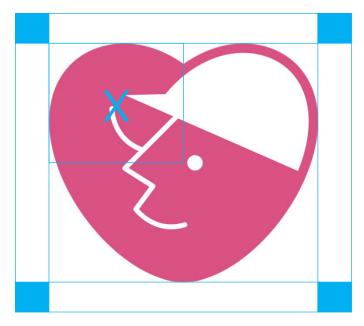




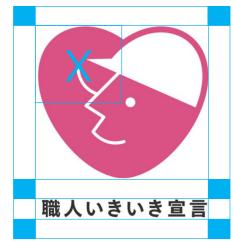
建設技能者を大切にすることをハートマーク、大切にされている技能者の処遇を笑顔で表現しています。このシンボルマークが普及することで建設事業者・建設技能者の意識が変わっていくことを願い「下田浩子」様が作成されました。

余白(アイソレーション)

[シンボルマーク]



[愛称との組み合わせ例]





アイソレーションとは、シンボルマークやその組み合わせ表示を他の要素と離すため、視認性と独立性を確保するための余白です。余白内には、他の要素を表示することを禁止しています。

余白(アイソレーション)

【最小サイズ】



[シンボルマーク・愛称との組み合わせ]

印刷物: 24 mm





印刷物: 42 mm





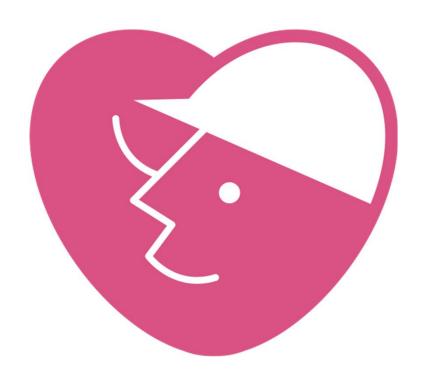


印刷物:120px

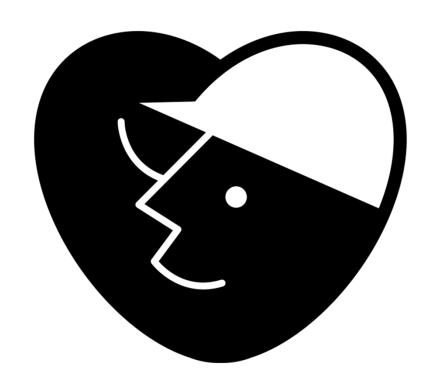
視認性と独立性を確保するために、規定の使用最小サイズが定められています。いかなる場合でも、使用最小サイズ未満での使用はしないで下さい。

表示色①

[白背景のピンク]



[モノクロ] ※印刷媒体等、制限がある場合のみモノクロ使用可



基本は、白背景にピンクのシンボルマークを使用します。 ただし、用途や媒体によって制限がある場合は、モノクロを使用してください。

表示色②

ピンク ブラック チャコール ホワイト #FFFFFF #333333 #000000 #DA5283 R218 G82 B131 R255 G255 B255 R51 G51 B51 **R0 G0 B0** C79 M74 Y71 K45 C40 M40 Y40 K100 C10 M80 Y20 K0 C0 M0 Y0 K0

基本はピンクを使用し、用途や媒体によってはモノクロを使用してください。 メインのピンク以外の色はピンクを引き立てるために効果的に使用してください。

使用禁止例



全てのシンボルマークは、データの変形・加工・改変せず、そのまま使用することを原則とします。上図のような視認性を損なう使用は禁止します。